

＜新型コロナウイルス感染症対策＞

緊急事態宣言を受けての学校等の対応

国の緊急事態宣言及び兵庫県からの要請を踏まえ、5月6日までの小・中学校、特別支援学校、幼稚園、就学前施設（こども園・保育所）及びアフタースクールの運営については、次のとおりとします。ただし、今後の状況により変更する場合があります。

【小・中学校、特別支援学校、幼稚園】

小・中学校、特別支援学校は、5月6日まで臨時休校、幼稚園は、4月10日から5月6日まで臨時休園とする。

- 1 入学式・入園式 小学校（4月9日）、特別支援学校・幼稚園（4月10日）の入学式・入園式は、延期する。
- 2 登校日・登園日 臨時休校・休園中は、登校日・登園日は設けない。
- 3 中学校の部活動 臨時休校中の部活動日は、設けない。
- 4 アフタースクール児の対応 4月7日時点のアフタースクールを利用する児童を対象に、アフタースクールに引き継ぐまでの間、小学校で一時預かりする。
- 5 学校・園施設の貸出し 5月6日までは一般への貸出しは行わない。
- 6 その他 ① 児童生徒に適切な学習支援を行う。
② 児童生徒の心のケア対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、随時、相談に応じる。

【就学前施設・アフタースクール】

就学前施設・アフタースクールは、4月8日以降も事業を継続する。

緊急事態宣言を踏まえ、家庭で対応するよう可能な限り利用の自粛を要請した上で、保護者の勤務等で、やむを得ず家庭で対応できない方に限り受け入れることとする。（こども園の1号認定児は、幼稚園の休園に合わせ、受け入れないこととする。）

問い合わせ 三木市教育委員会

教育振興部 学校教育課 電話 0794-82-2000（内線 3520）

教育振興部 教育・保育課 電話 0794-82-2000（内線 3541）